



運営ボード規約

平成 28 年 5 月 24 日 第 8 回理事会承認

(目的)

第 1 条 一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）細則第 11 条により規定された「臨時委員会等」のうち運営ボード（以下、「本ボード」という）の組織・役割を定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 本ボードは、本会理事会を補佐し、学会の円滑な運営をおこなう目的で設置し、本会に設置された複数の常置委員会、支部、部会、連絡会、専門委員会などに関係する諸課題を、迅速に判断・解決するために設置されるものである。

2 本ボードは、次に掲げる事項でかつ迅速な処理が必要と会長が認めた事項について審議し、理事会に諮る案を決定する。ただし、常置委員会の専任事項に関して、その権限を侵すものではない。

(1) 本会の経理に関する事項

(2) 理事会の運営に関する事項

(3) 複数の委員会、支部、部会、連絡会などの調整を要する事項

(4) その他、会長、副会長ならびに理事、常置委員会委員長、事務局から提案された審議事項

(組織)

第 3 条 本ボードの構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 常任メンバーを、会長、副会長、企画委員長、総務理事のうち 1 名、事務局長ほかとする。

(2) 議題を提案した理事および関連委員会委員長を出席させることができる。

(3) 会長が必要と認める会員を出席させることができる。

2 本ボードには、議長 1 名、副議長 1 名、幹事 1 名をおく。

(議長)

第 4 条 議長は、会長とする。議長は、必要に応じて本ボードを招集し、会務を総括する。なお、必要な場合、議長はその都度議長代行を指名することができる。

(副議長)

第 5 条 副議長は、副会長のうちから選任する。副議長は、議長の指示により議案を整理し、本ボードの効率的な運営を図る。

(幹事)

第6条 幹事は、事務局長とする。

2 幹事は、議長、ボード構成員を補佐し、会務を整理する。

(任期)

第7条 第3条(1)の常任メンバーの任期は、職務としての任期とする。

(構成員以外の者の出席)

第8条 本ボードが必要と認めたときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(タスクグループ)

第9条 ボードに、タスクグループを置くことができる。

1 タスクグループのメンバーは本ボードで決定し、議長が委嘱する。

2 タスクグループメンバーの任期は、タスクの終了時期とする。

(議事録)

第10条 本ボードの議事録は、幹事が作成し、議案ならびに議事経過の概要、決定等を記載して、本ボードの承認を経て保存しなければならない。

(理事会報告・議決)

第11条 本ボードの決定事項は、議長もしくは指名された構成員が、理事会に報告するものとする。

(改定)

第12条 本規約の改定は、運営ボードが起案し、理事会の承認を得るものとする。

附則

1 平成18年9月25日 第483回理事会制定、同日施行

2 改定履歴

① 平成20年5月27日 第494回理事会承認

② 平成22年2月18日 第517回理事会承認

③ 平成26年7月31日 第2回理事会承認

④ 平成28年5月24日 第8回理事会承認

附則

1 平成26年7月31日改定の内規は、理事会承認の日から施行する。

2 平成28年5月24日改定の規約は、理事会承認の日から施行する。